第３回大阪府福祉のまちづくり審議会 議事録

【日時】平成26年9月16日（火） 14:00～16:00

【会場】ホテルプリムローズ大阪　鳳凰（東）の間

【出席委員】

足立　　啓　　　　和歌山大学システム工学部　教授

嵐谷　安雄　　　　一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会

石黒　暢 大阪大学　言語文化研究科　准教授

井手之上　優　　　社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　常務理事

泉本　徳秀　　　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会　幹事

大竹　浩司　　　　公益社団法人　大阪聴力障害者協会

小田　昇　　　　　関西鉄道協会　専務理事

黒田　研二　　　　関西大学人間健康学部　教授

小尾　隆一　　　　社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　事務局長

佐伯　昭子　　　　日本労働組合総連合会大阪府連合会　副事務局長

酒井　政夫　　　　大阪興行協会

城本　徹夫　　　　一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会

杉本　信仁　　　　一般社団法人　大阪外食産業協会　専務理事

渋谷　卓司　　　　毎日新聞大阪本社　社会部長　兼　科学環境部長

髙田　秀世　　　　日本チェーンストア協会関西支部　事務局次長

高橋　祥治　　　　一般社団法人　大阪府建築士事務所協会

瀧野　幹子　　　　国土交通省　近畿地方整備局　建政部　住宅整備課長

田中　直人　　　　島根大学大学院　総合理工学研究科

中村　学　　　　　国土交通省　近畿運輸局　交通環境部　消費者行政・情報課長

西尾　元秀　　　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

西田　多美子　　　公益社団法人　大阪府建築士会

藤森　次勝　　　　一般社団法人　大阪府医師会　理事

増木　茂　　　　　社会福祉法人　大阪府肢体不自由者協会　常務理事　兼　事務局長

三星　昭宏　　　　関西福祉科学大学

山下　修　　　　　一般財団法人　大阪府老人クラブ連合会　会長

要田　洋江　　　　大阪市立大学大学院生活科学研究科　教授

吉田　豊　　　　　大阪商工会議所　地域振興部長

第３回　大阪府福祉のまちづくり審議会

○小河副知事挨拶

　みなさん、こんにちは。只今紹介いただきました、大阪府副知事の小河でございます。先生方におかれましては、本当にお忙しい中、残暑厳しい折でございますけれども、この審議会にご出席いただきありがとうございます。また、本当に日ごろから、住宅施策、まちづくり施策、各種施策、なにかとご理解・ご支援いただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。大阪府では、全国に先駆けて、平成５年に大阪府福祉のまちづくり条例を制定いたしましたが、その後、いろいろな状況の変化に関しましても、先生方のいろんなご指導・ご助言のおかげで、いろんな改正を伴いました。着実に進めていられるんだという思いはあります。ただ一つ非常に申し訳ない、残念なことがございまして、実は、一部のメディアに載ったんですけれども、福祉のまちづくりを担当している、身体障がい者スポーツセンターの工事にあたりまして、一部工事の不良もあったんですけれども、もちろん福祉のまちづくり条例には違反していないんですけれども、配慮が欠いたような施設だったということで、残念なことになっております。これにつきましては、良い判断材料でございますので、今までご指導いただいた先生方のお知恵を借りながら、チェックしていきたいと思います。少し配慮がなかったということで申し訳ございません。条例には違反してないから良いんだ、ではなく、やはりわれわれとして、そういう配慮がきちっとできるような行政マンになっていくべきだと思っておりますので、非常に申し訳なく思っております。大阪府では、東京がオリンピックということで、一つの大きなイベントですけれども、全国から、海外からいろんな人に来てもらうということで、大阪の都市魅力を高めようといろんな取り組みを展開しています。ただ、そういった都市魅力をやっておりますと、一番ベースとなるのは、やはり、みんなにやさしい、すべての人にやさしいまちにすべきだということで、本当に福祉のまちづくり条例が有効に働いて、だれにもやさしいまちづくりだなというふうに思っております。そういった意味で、この審議会におきまして、昨年から、いろんな社会情勢の変化、こういったことに関して、条例案を改正案を含めていろんな形で検討していただいていると聞いております。今日は、各部会での審議状況の報告、さらには、これからのあり方について議論したいと聞いておりますので、よろしくご指示のほうお願いしたいと思います。先ほど言いましたように、条例・規則があるかどうかではなく、本当に少しの配慮、気遣いができるような行政にしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○府より資料１－１から１－３を説明

○田中会長

　どうもありがとうございました。これまでの５回にわたる部会での議論を只今報告していただきました。資料の１－１のほうにコンパクトにまとめていただいておりますが、課題として挙げられた７つに対して、緊急に対応する、早急に対応するという視点からくくられたア、イ、ウ、エの４つ及びさらに議論を深めていくという検討で第２次改正予定として３つの内容を挙げていただいております。第１次改正に関する内容につきましては、１２月に開催されます９月議会後半議会に条例改正案の提案を目指しているとお聞きしております。また、１０月から府民のみなさんに対して、パブリックコメントも実施されるということで、その視点からもご確認いただきたいと思います。ということで、今からその内容を確認・議論したいと思いますが、みなさんいかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員

　この間、検討部会の方でも少し話になっていました、共同住宅の対象規模の見直しの件ですが、前回のときから、１階に住戸がない場合に、どうなるのかというふうなことを踏まえて、今回新たに資料１－３のほうですね、地上階に住戸がなくても、エレベーターが設置されている場合は、１階のエレベーターホールまで段差を解消するようにというふうに書いていただいているということで、この間の議論されていたことがこういう形になったということでよろしいのかということ、それから、そうであれば、今後資料１－２のような形で出てくるものにも、後ろのほうに括弧をして、そのようなことは誤解のないように記載していただきたいなというようなことがあります。

○田中会長

　ありがとうございました。資料１－２の方にエレベーターの先ほどの内容について記載してほしいという、いかがでしょうか。

○事務局

　ご指摘の件でございますが、前回の部会のとりまとめ、最後のご意見のときに、２０戸から４９戸までは１階の住宅までのアプローチをバリアフリー化するということをご提案したのですが、１階に住宅がない場合はどうなるんだというご指摘を受けました。そのケースはいろいろ住宅のバリエーション上あり得ることだという認識のもと、２０から４９という条件は変えずに、少しアクセスのバリエーションということで、エレベーターが設置されている場合は、そこまでのアプローチを段差なくいけるようにということを、条例の基準として付け加えると事務局として考えておりまして、本日お示しさせていただいたところでございます。ですので、１－２の資料の右のアのところ、ご指摘の内容は当然含まれている内容でございますので、今後、表現方法についてはそのニュアンスも含めて書かせていただきたいと思います。

○田中会長

　はい、よろしくお願いします。只今、共同住宅のところのご指摘・ご意見いただきました。他に関連しまして、共同住宅関係ぐらいで意見ないでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員

　議論の中で、残ったつもりだったのですが、取扱いについては難しい点があるのは重々承知しておりますが、今日におけるバリアフリーの課題の中、考え方としての長期課題のＮＯ．１は、私は当事者参画にあると思います。当事者参加というものが、長期課題、長期じゃないな、喫緊の課題であるという認識は全くこの文の中に出てこない、後ろに出てくるのか。対応については私なりに案があるんですけれども。そこらの経緯、抜いてしまった経緯はどういうことなのか、お伺いしたい。

○田中会長

　はい、ありがとうございます。部会の審議の中でも、検討の中でも、当事者参加の重要性について意見があったと思いますが、今、指摘がありました抜かれた経緯とか考え方、今後の対応、これにつきまして、事務局からコメントお願いしたいと思います。

○事務局

　部会の全般、昨年度から全般にわたりまして、バリアフリーの視点を持って、プロジェクト、例えば、個別の建築からまちづくりプロジェクトまで、最初から当事者参画というスキームをなんとか検討できないかというご意見をいただいておりました。今回改正させていただく内容としては、建築物の基準が主でございますので、喫緊の課題としては、アからエの４項目を挙げさせていただいておりますが、今後の基本的なスタンスとしまして、お手元の第５回の部会資料、参考資料２でございます、それの一番最後のページに第５回条例調査検討部会における委員の意見等ということでつけさせていただいております。点字資料につきましては、同じく参考資料２の束の９という見出しをつけさせていただいた資料がお手元におありかと思います。附箋で右端に９とつけさせていただいています。第５回条例調査検討部会における委員の意見等ということでございまして、これが先般８月２６日のまとめでございますけれども、第１次改正の骨子をこれでご説明したのと、最後のページになります、２ページ目の（３）今年度さらに検討が必要な事項についてとございます。この中であとから出てまいりますけれども、条例ですぐにどこかのプロセスの中で規定を設けて当事者参画を、ということは現時点では難しいという議論もございましたので、（３）の概要のところのウにございます、設計マニュアルの改訂について、資料３－２、後ほどちょっとご説明をさせていただくつもりでございますが、その中にも、なんらかの事例とか収集法なんかを載せていきたいなと。ご意見の中にもポツの４つ目、ガイドラインの作成にあたっては、いろんな障がい者の方の内容を踏まえるとともに、当事者参画を十分におこなうこと。ガイドラインそのものもそうですけど、建物を計画したり、まちを計画するにあたって、当事者参画をどのようにしていくのかといったことも、視点としては入れていきたい。条例そのものを今回変えるというものではなく、できることを一歩ずつさせていただければというふうに思っておりまして、今回の１次改正から抜いたわけではなく、改正するポイントに挙げるのが少し難しい状態だったということになってございます。ということでございますので、さきほどの関連もございますが、本日の資料１－２のＡ３の資料でございますが、改正案及び対応案、これの右側、第１次改正がア、イ、ウ、エとあるその続きのオ、カ、キの今後の取り組み・視野のところにガイドラインなんかの当事者参画の視点を入れさせていただければと思っております。事務局からはそういう見解でございます。

○田中会長

　はい、ありがとうございました。はい、どうでしょうか。

○委員

　私の質問は、パブリックコメントで必ず出ます。２００パーセントみなさんから出ると予測しております。今説明したことがわかるようにパブリックコメントに出しておかないと、なんかの形で、なんかの形は私なりに案があるんですけれども、時間がかかるんで置いておきます。結局、これ出てきて府は考えてないのかということで責められてはいけませんし、私委員として、委員会何しとったと怒られてはいけませんので。一つ注意しておきますと、当事者参画は最初からの参画がポイントだとおっしゃいましたけど、それだけじゃないです。継続改善、継続改善というのは、当事者参画を前提にしないと、事業者だけの継続改善というのは、意味ないですので、そこらへん注意しておいてください。すみません。

○田中会長

　はい、ありがとうございました。なお一層、当事者参加の重要性を考慮して、今回の第１次改正には具体的には出ておりませんけれども、第２次改正以降、どういう形でやるか、パブコメの内容等についても明確にその方向性を示すということで、ご検討よろしくお願いしたいと思います。他にございますでしょうか。はい、おねがいします。

○委員

　先ほども確認させていただきましたが、２０戸からなるということで、一歩二歩進むなというふうに思います。ただ、将来的には、さらには戸数の引き下げとか、どんな共同住宅でも車いすを使って、扉まで行けるような形にしていくためにも、今回この改正をして、２０から４９の間で、１階に駐車場だけしかない、住戸がないのがどれくらいあって、住戸があるのが何パーセントくらいあって、そういう具体的な検証というのを、将来的に継続的な検討ができるような形で把握していっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中会長

　はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。事務局、特にないですか、コメントは。

○事務局

　どういう対応が可能かということも含めて考えさせていただきたいと思います。

○田中会長

　はい、ありがとうございます。他にございますか。いかがでしょうか。

○委員

　公衆便所の規模見直しについて、確認ですが、1,000平方メートル以上から50平方メートル以上に引き下げる、良いことなんですが、これ、男性用のトイレの50平方メートル以上、女性用のトイレの50平方メートル以上、あるいは多目的トイレの50平方メートル以上ということで良いのでしょうか。トイレ全体の延べ床面積でしょうか。

○田中会長

　いかがですか。

○事務局

　お示しのように、全体の、公衆便所として全体が50平方メートル以上ということになります。

○田中会長

　多目的の50平方メートルってめちゃくちゃ大きい…。

○事務局

　一応、バリアフリー法で政令対象規模が50平方メートル以上で義務がかかりますので、その規模でということで考えております。

○委員

　ということはね、51平方メートルのトイレだとしたら、幼児用のセットは女性用にしかつかないということですか。私が言いたかったのは、男性用にもいるのではないかという意味なんですけど。

○事務局

　今現在の規定においては、男女別にそれぞれ設けるというふうにしておりまして、例えば、多目的トイレの中に１設ける場合、要は男女共にどちらでも利用できる場合は別ですけれども、それぞれに設ける場合は必ずどちらにもというような規定にしております。

○田中会長

　はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。いかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員

　多目的トイレそのものの設置の基準はどうなっていますか。多目的トイレというのは広い、車いす使用者も入れるものですが。

○事務局

　どのトイレに、例えば多目的トイレにつけなさいとか、そのような規定ぶりにはなっておりませんで、トイレ全体のうちどこかに１つ、男女それぞれであれば、それぞれずつに１つずつということなんですが、今現在、やはりトイレの機能分散ということが言われている兼ね合いもありますので、多目的トイレになんでもかんでも設置していただくというよりは、やはり使えるトイレを増やすという意味合いもこめまして、それぞれのブースの中につけていただくような形を国交省の国の方も含めて推奨しているところでございますので、われわれとしても機能分散の考え方を持って推奨しているところでございます。

○田中会長

　はい、単純につけるだけでなくて、どのようにつけるかという配置の考え方とかもう少しブレイクダウンしたいろんな方向性とか検討資料が必要かと思います。前の話で、ガイドライン等ですね、あれでもっともっと内容を、考え方を整理するという作業も必要かと思います。

○委員

　いや、ちょっと私の質問は、乳幼児向け設備じゃなくて、多目的トイレそのものの設置についての規定がどうなっているかと質問したんです。

○田中会長

　規定とおっしゃるのは、どの部分の規定ですか。

○委員

　例えば、今、50平方メートル以上の公衆トイレであれば、１つは作らなくてはならないとか、そういった規定があるのですか。

○田中会長

　いかがですか、事務局。今の考え方…。

○事務局

　公衆便所になりますと、便所そのものの機能でございますので、そこには車いすの配慮、それからオストメイトの設置、それから、今条例でいうところの、ベビー関係、こういったものをいずれかに設けなさいという規定にしかなってございませんが、多目的という表現ではなく、それぞれの機能を設けた便房を備えることという規定になってございます。

○田中会長

　他に、ご意見ありますでしょうか。はい、お願いします。

○委員

　このア、イ、ウ、エの改正案出ておりますが、改正をすることで、どのくらいの数が影響を受けるのかというそういう事前の把握はされているのでしょうか。社会に対する影響をわかるのであれば知りたいです。

○田中会長

　改正による範囲・影響ということですけれども。

○事務局

　すみません。アの共同住宅の基準適合義務を引き下げるということでございますが、お手元の参考資料の１、第４回の部会資料、これの資料３－２でございますが、これの３ページ、方針案についての考え方等というページでございます。そこの真ん中に図１「共同住宅の規模別分布状況」というグラフを置かせていただいております。これが部会でも一部ご説明させていただいたのですが、グラフの中にＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄと記載しておりますが、今は区分がＡ、それからＢ、Ａが2,000平方メートル以上、Ｂが50戸以上いうところを対象に、ＡとＢを対象に基準適合義務をかけております。Ｃでございます、今回20戸から49戸というところを、少しエリアを増やそうとしておりますが、このプロットしておりますバックデータが平成25年の大阪府内のすべての建築確認申請のデータを拾いまして、プロットしたものでございます。共同住宅の件数から拾ったものでございますが、このＣの部分が今回ターゲットとなります。すなわち、25年実績で言いますと、11.8パーセントぐらいが、１割分ぐらいが１階レベルのバリアフリー化の対象というふうに想定してございます。イ以降は実数では把握はできておりませんが、いわゆる事業者向けというのが今は自動車修理工場の用途であればかかってくるということでございますが、今回、府民の皆様が直接立ち入るという計画の場合という限定をつけようとしているので、現時点よりは対象は少なくなる可能性は出てまいります。あと、ウ・エはすみません、実数については把握できない状況でございます。申し訳ございません。

○田中会長

　よろしいでしょうか。それでは、他にございますでしょうか。いかがですか。特にご意見ございませんか。現在、事務局から提示されている原案に対して、これはよろしくないと、こう変えるべきだというそういう反対意見的なことはありますか。全体的には内容の確認のご質問が多かったように思うのですが。いかがでしょうか。そうすると、おおむね今日ご提示いただきました事務局案につきまして、おおむねこの方向でよろしいということで理解してよろしいですか。確認します。いかがでしょうか。良いですか。はい、ありがとうございます。そしたら、事務局にはこの内容で改正の作業を進めていただくとしてよろしいということにしたいと思います。ありがとうございました。それでは、この案件については、事務局において改正に向けた手続きを進めてくださいということでこの決を採りたいと思います。次に、第２次改正等、引き続き検討を行う項目について、さらに事務局から説明があればお願いします。

○府より第２次改正等、引き続き検討を行う項目について説明

○田中会長

　はい、どうもありがとうございました。今後検討すべき課題・項目としまして、オの施設の倍らフリー情報の公表、カの事前協議対象用途の包括的な見直し、さらにキの障害者差別解消法及び合理的配慮の考え方と福祉のまちづくり条例との関係ということで、これに加えて実践的なものを推進するためのガイドライン、設計マニュアル等の対応についてさきほどもご意見いただきました当事者参加の点も入れまして、今後まだまだ課題が多いわけですけれども、進めていくということが事務局から説明ありました。基本的に、こういった項目内容で、今後も部会等で議論を進めていく必要があるかと思いますが、特にこういう項目についてまだ抜けているんじゃないかとか、もっとこういう点を考慮すべきではないかという建設的な意見を期待しまして、みなさんからご意見・アドバイスをいただきたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○委員

　これから見直す点として３つ挙げていただいていますが、それぞれ重要な視点だと思いますが、一つ確認をさせていただきたいんですけど、特に情報公開の関係なんですが、公表の関係なんですけども、当然府民の方々への情報提供、非常に重要な視点だと思うんですけど、先ほどの説明の中で、まだ基準に達していないところの牽制作用といいますか、そういう役割を果たすというようなご説明だったかと思うんです。そういう役割というのが１つあると思いますけれども、やはり利用者の視点から、利用者が府民の方々がこういう形でバリアフリーになっているというところの情報提供、積極的な情報提供という視点も当然重要でありますし、そういうところは、検討されるのかどうかというところの確認をさせていただきたいです。

○田中会長

　はい、利用者の視点からという。

○事務局

　ありがとうございます。今のご指摘でございます。常に府有施設でございますが、各部局のみなさん方に、不特定多数の方が出入する施設を対象に常々バリアフリー改善状況の調査を年１回させていただいているところと、その情報をこの考え方をもとに公表したいということをお伝えしてですね、平成２２年度から、ほぼすべての施設、府民の方がお越しになる施設を対象に公表させていただいているところです。委員がお示しのように、アイコン状態で、エレベーターが必要なのにないところは、黒じゃなくてちょっと薄くなっているとか、オストメイトのトイレがまだ未整備であるところは、同じく白抜きになったりしていると。整備の適否がわかるような状態であえて公表させていただいております。当初は原課さんもそういうご懸念もあった、要は府民のみなさんからそういうご指摘があるんじゃないかというお声も多少はありはしたんですけれども、そこはそれが一つの牽制になるんですけれども、そういう状況をあえて示すことで、そういう前提のもとでお越しになる方もいらっしゃると。今日はお越しではないですけれども、辻委員も常々そういうことをおっしゃっておられたりしますので、そういう声もいただきまして、あえてそういうことを理解したうえで、その構えでいけるということも重要であったというふうに庁内でも申し上げたりしたところ、ほぼ全部局で公表させていただいているところです。われわれ直接そういうトラブルがあったというふうなお声は今のところございません。一定、原課で受けていただいている可能性もありはしますけれども、心配するよりもやろうということでやらせていただいている状況です。今それを市町村さんの施設、それからひいては民間に対してどういうふうに展開していくかというところを今考えたいというところでございますが、たとえばエレベーターがないのであればないということを一定想定した中で、行っていただくということも重要な視点ではないかという視点で考えさせていただいてございます。

○田中会長

　よろしいでしょうか。ありがとうございました。他に。はい。

○委員

　ここの場で申し上げて、ふさわしいのかふさわしくないのか、大分私も悩んでいるんですが、今高齢化が進んできて、あちらこちらで空き家、不在の住宅が点在している状況が多々あると思うんですが、こういう点は、福祉の分野で検討されるべきなのか、あるいはまちづくりの方で検討されるのか、そこが私非常にこの点に懸念を持っております。以上です。

○田中会長

　空き家についてのことですけれども。いかがでしょうか、事務局。

○事務局

　福祉のまちづくり条例で何か対応ができるかというと、少し難しいかなという感じもございます。大阪府の住宅施策としては、高齢化の進展に伴って、空き家をどうするんだという他の施策も展開しているというふうに考えておりますが、十分なのかどうかを含めまして、ちょっとこの場でいただきまして、少し関係課には当たりたい、高齢者・障がい者の住宅計画の審議会というのがございまして、そちらのほうでも検討していると聞いておりますので、担当課にも話を聞いてみたりしたいと思っております。

○委員

　前回、ちょっと私も記憶が悪いのと、資料が多いのについていけてないので、十分に把握できているかどうかわからないので、もし場所として合ってなかったら申し訳ないんですけれども、東海地震とか、地震とか防災とか最近話題になっていて、まちづくりという中で避難所とか防災の避難所として使われるであろうと思われるところ、障がい者避難所と指定されて使われるであろうと思われるところ、そうでないけれども一定の避難所になるであろうというところなんかが出てくると思うんですけれども、そのへんでの防災関係者の話というのはどこかまでできているのでしょうか。

○事務局

　緊急時や災害時の避難所ということで、一般避難所と福祉避難所というカテゴリーがあると思いますが、それぞれに応じまして、元はもともとの用途の建物がございます。一般の避難所ですと学校ですとか、集会場でありますとか、福祉避難所ということになりますと、もともとが医療的な施設、高齢・障がい者の方の施設、こういったもともとの施設があるというふうに伺っております。それぞれを、いざそういう事案が発生した時に、そういう避難所という網にかかるというときに、その防災計画、市町村や府の地域防災計画や、それぞれの具体的なマニュアル的なもの、ブレイクダウンするような避難所運営マニュアルとか、そういったところの流れで、避難行動の要支援者の支援プランですとか、避難所運営マニュアルといったところで、その策定段階で当事者とか、障がい者の当事者の方とかのお声は聴く中で策定は進めていると、防災の担当部局から伺っております。福祉のまちづくり、この観点の中で、なんらか対応をしているというものでは、今現状ございませんが、そういう防災担当部局の方で避難所の運営マニュアルそれから避難行動要支援者支援プラン等で、市町村が策定される体でそういう視点を入れて、指定する際に状況などを確認していると聞いております。

○委員

　やりとりはしていないの？

○事務局

　担当部局とは話はしております。

○田中会長

　部会の中でも、私出した記憶があるのですが、日常的なバリアフリー環境の実現だけでなくて、災害時において直後の問題からずっと時間変化がありますけれども、避難所とか仮設住宅も含めてですけど、そういうことについてのバリアフリーの観点もこれから重要になるんじゃないかなと。いつ何時この大阪府下に大きな災害が起こるとも限りませんので、これも一つの今後の課題ではないかなと思いますけど。

○事務局

　部会の方でも、ご意見、複数の委員からご意見賜っております。なので、ガイドラインのところでどういうふうにどう章を起こして書けるかというところ確かに重要な視点だと思いますので、ちょっと検討させていただきたいと。防災部局の情報を入れたいということも考えられますので。

○田中会長

　ありがとうございました。よろしくお願いします。他にございませんか。こういう項目、検討課題もあるよ、と。どうぞ。

○委員

　さきほど、お話がありましたように、当事者が参加して、障がい者も利用しやすい建物をつくるという方針は当然必要だと思いますし、そのために第２次改正（案）の協議を始めておられるわけですが、お聞きしたいのは、はっきり確認できないんですが、大阪府の成人病センターが移転するということもありまして、実際今進んでいる府の施設の建設については、２次改正の後に決まっていくことだろうと思うんですが、先駆けて建設が進むということがあるだろうと思いますし、今進んでいる施設計画の中で、今からでも私たちの意見を入れていける方法があるのでしょうか。できないのでしょうか。そういう方法があれば、教えていただきたいと思います。

○田中会長

　いかがでしょうか。

○事務局

　お示しのとおり、府庁のこのこちらあたりでだいぶ大きな工事をしているところですが、今は手続きも含めまして、この場で議論をしていただいてはおりますけれども、具体的にはこうする、ああするということまでは対応できておりません。ですので、福祉のまちづくり条例は当然遵守して建てていただくのは当たり前のことではあるんですが、それだけにとどまらずに、今の計画をどういうふうにもう少しこういう目で見てほしいなという場を設けるべきと、今この場の議論の中でいうとそういうことになってくると思います。なので、プロジェクトごとに計画期間ですとかも詰まっている内容も、進捗はさまざまでございますが、一度成人病センターにつきましては、進捗状況を所管課及び計画部局に一度状況をお伺いして、まずどういう状況なのかというところから、確認してまいりたいと。で、状況については部会などでも状況のご報告は差し上げたいと思います。他にも、昨今財政状況厳しい折ですので、なかなか箱モノを頻繁にというわけにはいかない状況でございますが、少し見渡せるものがあれば見ていければと思います。

○田中会長

　よろしいでしょうか。できる範囲でといいますか、できるチャンスがあれば積極的に参加していけるような調整といいますか、機会作りをぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。他にございますでしょうか。事務局か提示された今後の検討課題に加えて、今重要な項目の検討の提案もいただいております。空き家中心とした住宅との関係ですね。私も府の住宅の審議会のほうで空き家、フローとストックということで、特に公営住宅の空き家の問題、それを福祉的にどう捉えるかという話がありました。別の審議会ですけれども、同じ府の中で連携をとっていただきまして、今ご指摘いただいたようなことも含めて、うまく福祉のまちづくりとして機能するように連用を図っていただきたいなと思います。それからもう一ついただきました、当事者参加、これはずっと基本形の問題としてこれからも関わってきますし、ぜひ第２次の改定以降も含めまして、大きな課題になるんじゃないかなと思います。あと、避難所の問題ですね、この防災関係は特に非常にこれから緊急課題ですので、ぜひこういった点も含めてやりたいなと思います。事務局からいただいた大きな検討課題としてのフレームは、このとおり進めていくべきではないかと思いますが、特にあと加えて、ぜひこれはということがありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

　すみません、確認だけさせていただきたいんですけれども、先ほど、条例ガイドラインの説明をただいたんですけれども、先ほどのご説明で設計マニュアルというのが古くなってきたということで、改訂するということをおっしゃったんですけれども、確認させていただきたいのが、マニュアルというものとガイドラインと先ほどおっしゃったのはこれはイコールということですか？

○事務局

　はい、設計マニュアルは単に計画を実現するというトーンがあったと思いますので、より望ましい方向なども含めて、盛り込んで、ひとつ発展させた形でガイドラインというふうに位置づけたいなと思っておるものです。

○委員

　ではそのガイドラインというのが名称ではなくて、こちら資料を見ていると設計マニュアルとなっているので、ちょっと混乱して、もしかしたら別建てのものかなと思ってしまったので

○事務局

　前回もそのようなご指摘をいただいたんですけれども、基本は発展させるということで、名称をガイドラインというふうにさせていただけたらとは思っておるんですが。

○委員

　わかりました。ありがとうございます。

○田中会長

　いかがでしょうか。よろしいですか。

○委員

　府民の方々にご意見を求めるパブリックコメントにかけるのは、資料１－２のこれだけじゃないですよね。何が言いたいかと言いますと、先ほどからもいろいろありますように、改正に関する方針ですよね、方針となるとこれは方針ではあるんですが、左側の課題は課題のたて方を含めて、これ全体が改正案、だから当然改正案ではなくて、前段の話とか、この話はこういう経緯でこうするんだとか、特にガイドラインに今回力入れてますとか、そのへんのところは、これ１枚ぺらっと示したってわからなくて、同じ質問が繰り返される。方針として、もうちょっと工夫、なんか付け加えるんですかね、以上です。

○事務局

　基本、１－３というＡ４１枚を基本としては、あらゆるエッセンスそのものでございまので、考えてはおるんです。ただ、中身としては経過や状況がわかりやすいようにさせていただく必要があるかなと思いますので、ベースは１－３、要はお聞きしたいところは、この４項目でございまして、引き続き２次なんかがすごく大きな話なんかが入ってまいりますので、少し今回はポイントを絞ってお聞きしたいなとあえて考えているところなんです。なので、少し出し方については検討状況がわかるような内容を含めさせていただくということにはしたいと思います。反映させていただきます。

○田中会長

　せっかくパブリックコメントでご意見を伺うわけですから、何のためにやっているかとか、どういう効果があるかとか、どういう違いがあるかとかわかりやすく説明いただくと良いと思います。よろしくご検討お願いします。ありがとうございました。みなさん、よろしいでしょうか。まとめさせていただきますと、事務局提示の項目に加えて、若干先ほど申し上げました２、３の点を加えて、さらに検討を深めていくということで、部会においてもこれらをもう少し重点的に議論を深めるということで今日の審議会の委員のみなさんからいただいた意見をベースに進めていきたいなと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。その他ですけれども、議題としてありますが、事務局から何かありますか。

○府より今後の検討のスケジュールと審議会の委員について説明

○会長

　はい、どうもありがとうございました。只今、その他の議題としていただきました内容につきまして、ご意見・ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。それでは長時間、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。予定の時間より少し早いんですが、これで終了したいと思います。それでは事務局にマイクをお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○住宅まちづくり部山下技監挨拶

　技監の山下でございます。本日は大変熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日、委員の皆様から貴重な意見をいただきました。特に当事者参画、それから継続改善、それから日常だけではなくて、災害時どうするかというご意見もありました。あと空き家の問題もあります。すべてがこの審議会というわけではなく、住宅まちづくり審議会を含め、私どもの部で空き家も含めてやっておりますので、こういった議題をしっかり検討いたしまして、今後の福祉のまちづくりの推進に反映できますよう、大阪府として努力してまいりたいと思いますので、お力添えのほどよろしくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。